

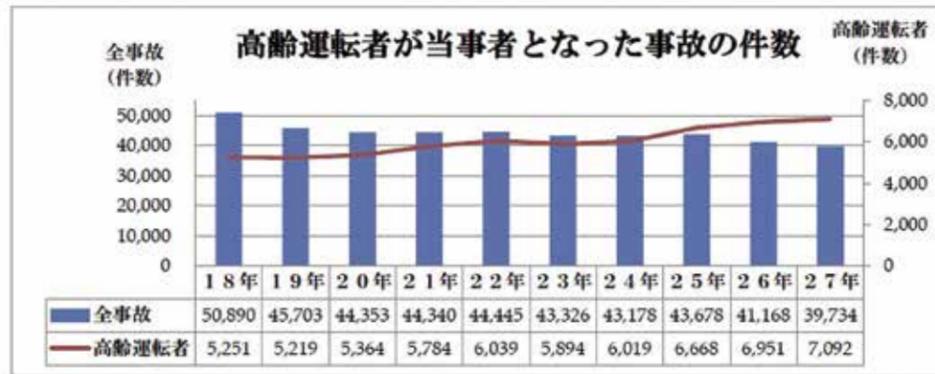
交通安全を見直してみませんか

交通事故は普段生活する上で、誰にでも起こりうる身近な問題です。また、ひとたび事故が起きてしまうと、事故の当事者だけでなく、その周りの人たちにも大きな影響を与えます。

行楽シーズンの秋は、外出する機会が多くなる傾向があります。事故にあわないために、また事故を起こさないために、何に気をつけるべきか今一度考えてみませんか。

福岡県内の交通事故件数の推移

福岡県内の交通事故件数の推移をみると、交通事故総件数が減少している中、65歳以上の高齢運転者が当事者となった事故の件数は増加傾向です。(下表参照)



福岡県警察ホームページより

交通事故の防止

誰でも加齢に伴う身体機能の変化により、「認知」や「判断」に遅れと不正確さが見受けられるようになります。交通事故を事前に防止するには、ご自身の身体機能をよく理解し、それに応じた安全運転をすることが大切です。

※「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」などの理由で免許を持っている本人が、本人の意思で有効期限が残っている運転免許証を返納することができます。運転免許証を自主的に返納された人は、運転経歴証明書の交付を受けることができます。運転経歴証明書とは、申請により取り消された(自主返納)運転免許の過去5年間の経歴を証明するもので、身分証明書としても活用できます。詳しくは、粕屋警察署へお問い合わせください。

粕屋警察署 ☎ 939-0110

福岡都市圏14市町の119番通報を一元受信します

粕屋南部消防組合消防本部を含む福岡都市圏の4消防本部は、年内に119番通報を福岡市消防局の災害救急指令センターで一元的に受信する「福岡都市圏消防共同指令センター」の運用を開始します。各消防本部の指令センターを一本化することによって、大規模災害時における迅速な広域応援体制の構築や119番通報集中時の受信・処理能力の向上などが期待されます。切り換えは11月30日(木)を予定しています。

なお、粕屋南部地域からの119番通報は、福岡都市圏共同指令センターで受信しますが、**通報の方法に変わりはなく、消防車や救急車は、これまでと同様に粕屋南部消防組合消防本部の南部、中部の消防署から出動します。**

粕屋南部消防組合消防本部 ☎ 935-5111

☎…問い合わせ先



今月のポイント

再び増加しています！
『架空請求ハガキ』

相談事例

突然、『総合消費料金未納分訴訟通知書』のハガキが届き、困惑している。

ハガキの送り主は、法務省管轄支店民事訴訟管理センターと書かれ、管理番号の他に「お支払いなき場合は、裁判所執行官立会いのもと、強制執行となる」など差し押さえや訴訟といった内容で、不安を感じている。支払期限が明日に迫るが、不信感もぬぐえないため、払いたくない。どうしたらよいのか？



『架空請求ハガキ』が来ても、あわてず無視しましょう！

アドバイス

最近、『総合消費料金未納分訴訟通知書』などと書かれた身に覚えのないハガキが届いたが、どうしたらよいかわからない、いわゆる『架空請求ハガキ』の相談が増えています。

架空請求は、「訴訟」や「給料・財産の差し押さえ」などと書いて不安にさせ、本人からの問い合わせの電話をかけることが手口で、15年前にも同様の相談が多く寄せられました。

『架空請求ハガキ』を送ってくる相手は、名簿業者から入手した名簿などをとに送り付けているようです。

『総合消費料金』といえば、通信販売や訪問販売、店舗での購入など、どのようなにも捉えられますので、「もしかしら、あの時の代金が未納になつていないのかも」と電話をしてみます。

連絡すると、理由をつけて多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので、絶対に連絡してはいけません。

ハガキの内容に疑問を持ったり、少しでも不安を感じた場合は、相手に連絡せず、まず消費生活センターにご相談ください。

届いたハガキなどは、証拠として保管しておきましょう。

また、携帯やパソコンに架空請求のメールが届いたり、アダルト情報サイトなどの身に覚えのない請求をうけたときは、まず消費生活センターにご相談ください。同じ文面の請求書が多くの人に届いていたり、電子消費者契約法により契約の無効を主張できる場合や、無視してはいけない場合などの架空請求の情報提供やアドバイスをさせていただきます。



内容確認・
勧告通知

裁判所に申し立てる

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

- ▼開設日
月曜～金曜(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間
10時～15時30分
- ▼場所
志免町志免中央1の10の10
志免町地域安全安心センター2階
- ▼問い合わせ先
☎0936-1594

須恵町消費生活出張相談窓口

- ▼開設日
第2・第4月曜
(祝日・年末年始は休み)
- ▼相談時間
10時～12時
- ▼場所
須恵町役場2階会議室
(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先
☎0932-14300

※電話での相談の際は、はお手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をしていただく、円滑に相談ができます。

